

令和 3 年 第 9 回宇城市農業委員会総会議事録

日時：令和 3 年 9 月 10 日（金）

午後 2 時 00 分から午後 2 時 29 分

場所：松橋東防災拠点センター

研修室 6・7

○出席委員

（農業委員）

1 番	正垣 安博	2 番	田口 昭也	3 番	中山 秀光
4 番	坂下 憲明	5 番	澤村 輝彦	6 番	本郷 幸弘
7 番	本崎 弘	8 番	山田 哲郎	9 番	川村 良行
10 番	坂本 節子	11 番	吉田 次一	12 番	城塚 正
13 番	本田 久				

（農地利用最適化推進委員）

○欠席委員（新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、推進委員は招集していない）

農業委員

なし

農地利用最適化推進委員

○事務局出席者：（事務局長）白木太実男 （審議員）園田 弥生 （参事）御船 保博

議事日程（開議：午後 2 時 00 分）

- 日程第 1 議事録署名委員の決定について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第 44 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 日程第 4 議案第 45 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 日程第 5 議案第 46 号 農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について
- 日程第 6 議案第 47 号 空き家に付随した農地の指定申請について
- 日程第 7 議案第 48 号 農地・非農地の判断について

開 会 (午後 2 時 00 分) 職務代理者の号令による起立・礼

事務局長 ただ今から令和 3 年第 9 回宇城市農業委員会総会を開会致します。本日の農業委員会総会への出席は、農業委員総数 13 名全員出席でございますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項及び宇城市農業委員会会議規則第 7 条の規定に基づき総会が成立しております。

開会にあたりまして、会長にご挨拶をお願いします。

会 長 皆さんこんにちは。相変わらずコロナウイルスの感染が拡大しているようでございます。熊本県におきましても、まん延防止等重点措置が今月の 30 日までに延長されました。農業委員会においても総会は、農業委員の皆さんだけの総会にさせていただいております。大変ご苦勞をお掛けします。また、農地利用状況調査はお済でしょうか。まだの方は今月の現地検討会までに提出をお願いしたいと思います。それでは早速、会議に入りたいと思います。

これより令和 3 年第 9 回宇城市農業委員会総会を開催致します。

議 長 日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。

署名委員は、会議規則第 15 条第 2 項の規定により、5 番 澤村委員、6 番 本郷委員を指名致します。

議 長 日程第 2、会期の決定を議題とし、お諮り致します。

本総会の会期は、本日 1 日に決定したいと思います。ご異議のない方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって本総会の会期は、本日 1 日に決定されました。

議 長 日程第 3、議案第 44 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程し、議題と致します。

議案第 44 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。事務局。

事務局 議案書の 3 ページをお願いします。

議案第 44 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
農地法施行令第 1 条の規定による許可申請がありましたので、農業委員会の意見を求める。

令和 3 年 9 月 10 日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光
提案理由、農地法第 3 条の規定により、農地の権利移動の許可を受けるため、農業委員会の議決が必要である。以上です。

議 長

それでは、各委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願い致します。調査報告にあたっては、省略することなく他の委員にも状況が解るように説明をお願いします。

審議番号 1 番は、

松橋 2 村田委員に代わりまして、7 番 本崎委員より

審議番号 2 番及び 3 番は、

松橋 5 上村君博委員に代わりまして、7 番 本崎委員より

審議番号 4 番は、

小川 3 百家委員に代わりまして、9 番 川村委員より

審議番号 5 番は、

小川 2 西村委員に代わりまして、11 番 吉田委員より

それぞれ説明を求めます。

本崎委員

審議番号 1 番について説明を致します。詳細は記載のとおりです。譲渡人と譲受人は親戚の関係でありまして、以前より譲受人が耕作しておられたようです。今回は譲受人に買って欲しいとの申請でございまして、譲受人は地区でも役員等をされ頑張っておられるところです。問題はないかと思います。ご審議方よろしく願いを致します。

本崎委員

審議番号 2 番・3 番につきましては一緒に説明を致します。譲受人は同じ方です。ここは私たちも現地を見に行きましたが、現在は山といった現状です。またどこからどこまでかわからないような形です。この申請に上がっている周りの畑も、譲受人の方が広く取得されているということでございまして、この畑を含め形状変更の計画もあると聞いております。地区の区長も現状の荒れているよりもきれいになった方がよからうというお考えをお持ちのようでございます。書類上は別に問題はないと思います。ご審議方よろしく願いを致します。

川村委員

審議番号 4 番について説明致します。詳細は記載のとおりです。申請理由は経営規模拡大による売買です。売買価格が〇〇万円となっておりますが、叔父・甥の関係で譲渡人がこの金額でいいということでした。譲受人は農地取得にあたり、農作業に従事する人数、機械の所有状況からみて、取得後においても農地の全てを効率的に利用すると認められ、地域との調和要件にも支障はないと認められることから許可は可能と思われます。審議の程よろしく願い致します。

吉田委員

審議番号 5 番につきまして説明致します。場所は〇〇地区の市営住宅に隣接するところです。現場を確認しました結果、何ら問題はないかと思われま。ご審議方よろしく願いします。

議 長 只今、審議番号 1 番から 5 番について、各委員よりそれぞれ説明が
ありましたが、案件について何か質問、ご意見はありませんか。発言があ
る方は挙手の後、指名を受けて、起立をして発言をお願い致します。

議 長 何か質問等ありませんか。
(意見なし)

議 長 意見もないようですので、議案第 44 号について承認される方の挙手を
求めます。
(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって、議案第 44 号は原案どおり承認することに決定
されました。

議 長 日程第 4、議案第 45 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」
を上程し、議題と致します。
議案第 45 号につきまして、事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局。

事務局 議案の 5 ページです。
議案第 45 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
農地法第 5 条第 3 項の規定による許可申請がありましたので、農業委
員会の意見を求める。
令和 3 年 9 月 10 日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光
提案理由、農地法第 5 条の規定により、農地の権利移動及び転用許可
を受けるため、農業委員会の議決が必要である。以上です。

議 長 それでは、各委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願い
致します。調査報告にあたっては、省略することなく他の委員にも状況
が解るように説明をお願い致します。

審議番号 1 番及び 2 番は、	6 番 本郷委員より
審議番号 3 番は、	7 番 本崎委員より
審議番号 4 番は、	8 番 山田委員より
審議番号 5 番は、	松橋 1 中塘委員に代わりまし て、8 番 山田委員より

それぞれ説明をお願い致します。

本郷委員

審議番号 1 番について説明致します。詳細は記載のとおりです。転用目的は個人住宅となっております。譲渡人・譲受人はご家族で婆婆さんからお孫さんへの使用貸借権設定となっております。始末書は添付されておりますけれど、写真で分かりますように簡易的な車庫を以前から利用されているため始末書が添付されています。隣接同意もあり排水同意も添付されています。そのほか問題となるような事はありません。ご審議の程よろしくお願い致します。

審議番号 2 番について説明致します。詳細は記載のとおりです。転用目的は個人住宅となっております。お二人の関係は親子となっています。譲受人は現在、集合住宅にお住まいですので、こちらからの住み替えです。現在、子供さんとお住まいですが、昼間は仕事の関係上、留守のためお子さんだけ自宅に時間が長いため、自宅敷地のすぐ近くに個人住宅を建築されます。隣接はありません。排水同意は添付されています。ご審議の程よろしくお願い致します。

本崎委員

審議番号 3 番について説明を致します。詳細は記載のとおりです。転用目的は個人住宅の建築です。場所は〇〇の北側となりまして、周りは個人住宅が立ち並んできております。隣接同意、排水同意もあり問題はないかと思います。ご審議方よろしくお願い致します。

山田委員

審議番号 4 番について説明致します。詳細は記載のとおりです。転用目的は個人住宅となっております。譲受人は現在、市外に住んでおられまして、この度住宅を建設するということです。排水同意は取られています。隣接はございません。以上です。

続きまして、**審議番号 5 番**について説明致します。詳細は記載のとおりです。転用目的は貸駐車場となっております。場所は〇〇から〇〇百メートル行ったところにある店舗の駐車場ということです。排水同意は取られています。隣接はございません。ご審議方よろしくお願い致します。

議 長

ここで事務局より、案件について農地転用許可の検討事項について説明をお願い致します。事務局。

事務局

それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明を申し上げます。転用目的等につきましては、先ほど委員から報告がありましたとおりです。

審議番号 1 番及び 3 番につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当し、農地区分は第 2 種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

審議番号 2 番につきましては、〇〇支所から 500m 以内の農地に該当し、農地区分は第 2 種農地と判断されますので、転用は可能であると思

われます。

審議番号 4 番及び 5 番につきましては、都市計画法に規定する用途地域が定められた農地に該当し、第 3 種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。以上です。

議 長

ただ今、審議番号 1 番から 5 番について各委員よりそれぞれ説明がありました。案件について何か質問、ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受けて、起立をして発言をお願いします。

議 長

何か質問はありませんか。

(意見なし)

議 長

意見も無いようですので、議案第 45 号について承認される方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長

全員挙手です。よって、議案第 45 号は原案どおり承認することに決定されました。

議 長

日程第 5、議案第 46 号「農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について」を上程し、議題と致します。

議案第 46 号につきまして、事務局より提案理由の説明を求めます。
事務局。

事務局

議案の 7 ページです。

議案第 46 号、農業経営基盤強化促進事業の実施に伴う宇城市農用地利用集積計画の決定について
農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による宇城市農用地利用集積計画の決定について、農業委員会の意見を求める。

令和 3 年 9 月 10 日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光
提案理由、農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定により、農用地利用集積計画を定めるため、農業委員会の議決が必要である。以上です。

議 長

それでは、賃借権設定の審議番号 1 番から 4 番、使用貸借権設定の審議番号 1 番については、各委員に送付しておりました総会議案により確認してきておられると思いますので、案件ごとの説明は割愛させていただきます。それでは、所有権移転の審議番号 1 番について、事務局より説明を求めます。事務局。 -

事務局

議案の 10 ページをお願いします。
今月は、農業公社からの売り渡しが 1 件です。
面積は 1 件中、畑が 2,606 m²、売買価格は総会議案記載のとおりとなっております。
ご審議方よろしくお願い致します。

議 長

それでは、案件について何か質問、ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受けて、起立をして発言をお願いします。

議 長

何か質問等ありませんか。
(意見なし)

議 長

意見も無いようですので、議案第 46 号について承認される方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長

全員挙手です。よって、議案第 46 号は原案どおり承認することに決定されました。

議 長

日程第 6、議案第 47 号「空き家に付随した農地の指定申請について」を上程し、議題と致します。
議案第 47 号につきまして、事務局より提案理由及び詳細説明を求めます。事務局。

事務局

議案の 12 ページです。
議案第 47 号、空き家に付随した農地の指定申請について
空き家に付随した農地の指定申請がありましたので、農業委員会の意見を求める。
令和 3 年 9 月 10 日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光
提案理由、宇城市登録空き家に付随する農地の別段の面積の取扱基準第 4 条第 1 項の規定により、農業委員会の議決が必要である。

それでは、空き家に付随した農地の指定についてご説明申し上げます。
この空き家に付随した農地指定申請書が提出された際は、総会での承認を経て公示する必要があるため、本日皆様にお諮りするものです。
審議番号 1 番は田 3 筆で計〇〇〇m²、畑が 1 筆で〇〇〇m²、合計 4 筆で〇〇〇〇m²、空き家の所在地は総会議案記載のとおりとなっております。なお、空き家バンクの登録日は令和〇年〇月〇〇日となっております。それではお配りしております総会資料の後ろから 1 枚めくっていただきましたページの「空き家に付随した農地の指定」審議番号 1 のペー

ジをご覧ください。申請地は〇〇地区の現地検討会で確認をされており、空き家に隣接し除草すれば耕作できる状況にありますので、指定は可能であると思われます。以上です。

議 長 只今、事務局より説明がありましたが、案件につきまして、何か質問、ご意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受けて、起立をして発言をお願い致します。

議 長 何か質問等ありませんか。
(意見なし)

議 長 意見も無いようですので、議案第 47 号について承認される方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長 全員挙手です。よって、議案第 47 号は原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第 7、議案第 48 号「農地・非農地の判断について」を上程し、議題と致します。

議案第 48 号につきまして、事務局より提案理由の説明及び詳細説明を求めます。事務局。

事務局

議案の 14 ページです。

議案第 48 号、農地・非農地の判断について

熊本県非農地証明事務処理要領に基づく非農地証明願の提出がありましたので、農業委員会の意見を求める。

令和 3 年 9 月 10 日提出 宇城市農業委員会会長 中山秀光

提案理由、熊本県非農地証明事務処理要領に基づき、非農地の証明を行うため、農業委員会の判断が必要である。

この案件は農地・非農地の判断について、申請者より非農地証明願の提出がありましたので提案するものです。

次の 15 ページをご覧ください。申請地の非農地の判断につきましては、〇〇地区の現地検討会において現地確認を行いましたところ、法面に即したがけ地にある農地で、現況としましては雑木が生い茂り森林化している状況でありましたので、非農地と判断しているところです。ご審議の程よろしくお願い致します。

- 議 長** それでは、案件につきまして、何か質問、ご意見はありませんか。
発言がある方は挙手の後、指名を受けて、起立をして発言をお願い
致します。
- 議 長** 何か質問等ありませんか。
（ 意見なし ）
- 議 長** 意見も無いようですので、議案第 48 号について承認される方の挙
手を求めます。

（ 委員挙手 ）
- 議 長** 全員挙手です。よって、議案第 48 号につきまして、原案どおり承認
することに決定されました。
- 議 長** それでは最後に、農地形状変更届について、事務局より報告をお願い
致します。事務局。
- 事務局** 16 ページの農地形状変更届につきましては、現地確認後、現地確認通
知書を送付しておりますので、総会議案をもって報告とさせていただき
たいと思います。また、資料にはございませんが先月の総会におきまし
て、届出人へ確認中と報告をしておりました、〇〇町の形状変更につ
きましては、その後届出人からの回答がありまして、その回答について再
度関係部署との協議を行い、届出人へ再確認をとっている状況です。そ
の結果につきましては、来月の総会でご報告をさせていただきたいと思
いますのでよろしくお願い致します。以上です。
- 議 長** これは報告案件ですので、了解をいただきたいと思います。
- 議 長** 以上で、本日の日程は全て終了致しました。
これをもちまして、令和 3 年第 9 回宇城市農業委員会総会を閉会致し
ます。
慎重なご審議、ありがとうございました。
- 閉 会** （午後 2 時 29 分）職務代理者による起立、礼。